

規 則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七十号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(身分証明書等)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第七条第一項(法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項の身分を示す証明書は、様式第一号のとおりとする。

2 法第七条第二項に規定する許可証は、様式第二号のとおりとする。

(許可申請書の添付書類)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。第九条において「省令」という。)第七条第一項第十二号及び第二項第十号並びに第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 土地の求積図
- 二 擁壁の展開図(擁壁を設置する場合に限る。)
- 三 排水施設の設計に係る書類(排水施設を設置する場合に限る。)
- 四 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 五 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 六 当該工事に係る土地の公図の写し
- 七 当該工事に係る土地の登記事項証明書
- 八 その他知事が必要と認める書類

(技術的基準の緩和)

第三条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下この条及び次条において「政令」という。)第二十条第一項(政令第三十条第一項において準用する場合を含む。)の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、政令第八条(政令第十八条において準用する場合を含む。)の規定による擁壁又は政令第十四条(政令第十八条において準用する場合を含む。)の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれか

の工法により措置することができる。

一 石積み工

二 編柵工、筋工又は積苗工

三 前二号に掲げるもののほか、災害の防止上適當と認められる工法

（技術的基準の付加）

第四条 政令第二十条第二項（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、政令第七条から第十九条までに規定する技術的基準に次に掲げる技術的基準を付加する。

一 盛土又は切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずる場合においては、知事が別に定める基準に適合する小段を設置すること。

二 次のいずれかに該当する場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

イ 盛土をする前の地盤が軟弱な土地に知事が別に定める盛土をする場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

ロ 盛土をする土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入することが想定される場合

ハ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上である場合

ニ その他イからハまでに準ずる場合として知事が別に定める場合

（着手の届出）

第五条 法第十二条第一項の規定による許可（法第十五条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）又は第三十条第一項の規定による許可（法第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、様式第三号の宅地造成等に関する工事着手届出書を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第六条 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出は、様式第四号の宅地造成等に関する工事の変更届出書により行わなければならない。

（定期の報告）

第七条 法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告は、様式第五号の宅地造成等に関する工事の定期報告書により行わなければならない。

（廃止の届出）

第八条 法第十二条第一項の規定による許可（法第十五条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）又は第三十条第一項の規定による許可（法第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止しようとするときは、速やかに、様式第六号の宅地造成等に関する工事廃止届出書を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明書の交付申請）

第九条 省令第八十八条の規定により、法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付の請求をしようとする者は、様式第七号の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る証明交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、位置図その他の知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

第	号
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
埼玉県知事	印

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第 2 面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

第 号

住 所
氏 名

土地の試掘等許可証

宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土地の試掘等を行うことを許可します。

期間	年 月 日 から 年 月 日まで
責任者の住所 及び氏名	
目的	
場所	
試掘等の方法	
試掘等に必要な範囲	
備考	

年 月 日

埼玉県知事 印

様式第 3 号（第 5 条関係）

宅地造成等に関する工事着手届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成等に関する工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 5 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事をしている 土地の所在地及 び地番	
工事の着手年月 日	年 月 日
工事施行者の住 所及び氏名	
現場管理者の氏 名及び連絡先	

備考 宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 9 条の規定により、工事主が掲げる標識の設置
状況を明らかにする写真及び工事に着手した状況を明らかにする写真を添付すること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法第 1 6 条第 2 項又は第 3 5 条第 2 項の規定により、次の
とおり届け出ます。

工事の許可年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号	
工事をしている (する予定の) 土地の所在地及 び地番		
変更内容	変更前	変更後
変更理由		

備考 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所を変更した場合は、変
更した内容を確認することができる書類（住民票の写し、登記事項証明書等）を添付
すること。

宅地造成等に関する工事の定期報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定により、次のとおり報告します。

共通	1 工事を行っている(する予定の)土地の所在地及び地番	
	2 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
	3 前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入)	年 月 日
等 に 関 する 工 事 宅 地 造 成 又 は 特 定 盛 土	4 報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m
	5 報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²
	6 報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³
	7 報告の時点における擁壁 等に関する工事の施行状況	
土 石 の 堆 積 に 関 する 工 事	8 報告の時点における土石 の堆積の高さ	m
	9 報告の時点における土石 の堆積の面積	m ²
	10 報告の時点における堆 積されている土石の土量	m ³
	11 前回の報告の時点から 新たに堆積された土石の土 量及び除却された土石の土 量(2回目以降のみ記入)	m ³

- 備考 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入すること。
- 2 宅地造成等の工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

宅地造成等に関する工事廃止届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

工事主 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の〕
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話 番 号
担 当 者 名
電子メール

宅地造成等に関する工事を廃止したいので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の許可年月 日及び許可番号	年 月 日 第 号
工事をしている （する予定の） 土地の所在地及 び地番	
工事の廃止予定 年月日	年 月 日
工事を廃止しよ うとする理由	

備考 宅地造成等の工事をしている（する予定の）土地及びその付近の状況を明らかに
する写真を添付すること。

様式第7号（第9条関係）

[illegible]

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。
2 該当する□にレ印を記入すること。